平成２３年（フ）第１８０６９号
埼玉県熊谷市中奈良879番地８
破産者　有限会社ＴＭモータース
１　決定年月日　平成24年４月６日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１８０７０号
埼玉県熊谷市柿沼946番地６
破産者　有限会社ＭＭ　Ｍｏｔｏｒｓ
１　決定年月日　平成24年４月６日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１８０７１号
埼玉県熊谷市柿沼972－５－201
破産者　渡邉　道夫
１　決定年月日　平成24年４月６日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１８１３３号
東京都中野区上高田１丁目39番６号
破産者　株式会社ＣＨＡＯＳ
１　決定年月日　平成24年４月６日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１８２４２号
神奈川県相模原市南区古淵５丁目15番８号
破産者　株式会社ティーマーク
１　決定年月日　平成24年４月６日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１８２４３号
神奈川県相模原市南区古淵４丁目２－８－301
破産者　木村　唯夫
１　決定年月日　平成24年４月６日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１８２５７号
東京都中野区鷺宮６丁目28番34号
破産者　株式会社事務機の恵文社
１　決定年月日　平成24年４月６日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１８２５９号
東京都中野区新井１丁目26－８－102
破産者　田中　玲子
１　決定年月日　平成24年４月６日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１８２６０号
東京都渋谷区代々木２丁目20番２号　美和プラザ新宿303
破産者　新日本ランド株式会社
１　決定年月日　平成24年４月６日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１８２８６号
東京都千代田区麹町１丁目７番地
破産者　蟹江エスシー・プロジェクト特定目的会社
１　決定年月日　平成24年４月６日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１８２９１号
埼玉県川口市大字石神325―10
破産者　鯨井　辰夫
１　決定年月日　平成24年４月６日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１８２９５号
埼玉県八潮市伊勢野180番地２
破産者　株式会社サミックジャパン
１　決定年月日　平成24年４月６日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１８２９９号
埼玉県越谷市南越谷１丁目27－５－405
破産者　森下　栄治
１　決定年月日　平成24年４月６日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１８３２１号
東京都江戸川区中央４丁目８番４―203号
破産者　三協瀝青株式会社
１　決定年月日　平成24年４月６日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１８３２２号
千葉県松戸市高塚新田123番地の２　高塚団地２街区６棟502号、開始決定時の住所東京都葛飾区西新小岩２丁目１－１―414
破産者　公平　恭央
１　決定年月日　平成24年４月６日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１８３２９号
東京都江東区住吉１丁目２番24号
破産者　有限会社丸敬商店
１　決定年月日　平成24年４月６日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１８３３０号
東京都江東区住吉１丁目２―24
破産者　鈴木　康之
１　決定年月日　平成24年４月６日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１８３３１号
東京都江東区住吉１丁目２―24
破産者　鈴木　節子
１　決定年月日　平成24年４月６日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１８４４３号
東京都目黒区八雲５丁目５―12―403
破産者　満所　　勇
１　決定年月日　平成24年４月６日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１８４４４号
東京都目黒区八雲５丁目５―12―403
破産者　満所美ゆき
１　決定年月日　平成24年４月６日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１８４４５号
東京都目黒区平町２丁目20－５―201
破産者　満所伊代子
１　決定年月日　平成24年４月６日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第２３０号
東京都品川区東品川１丁目28―11―601
破産者　守田　俊彦
１　決定年月日　平成24年４月６日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部